



厚生労働省北海道労働局発表  
令和3年10月1日

【担当】  
厚生労働省  
北海道労働局労働基準部賃金室  
室長 横溝 朱実  
室長補佐 龍瀧 良之  
直通電話:011-788-6576  
代表電話:011-709-2311  
(内線 3531)

### 北海道最低賃金は、時間額889円に

～ 効力発生日は令和3年10月1日です ～

北海道最低賃金は、本年10月1日から時間額889円（861円から28円引上げ）になります。

- 1 北海道最低賃金については、本年8月5日に北海道地方最低賃金審議会（会長 かめ 亀野 の 淳 じゆん）から北海道労働局長（上田 うえだ 国土 くにお）に答申が行われ、本年9月1日に官報公示されたことから、効力発生日である本年10月1日から時間額889円になります。
- 2 北海道労働局は、本年10月1日以降に労働者に支給される賃金が、改定された最低賃金額を下回ることはないよう、道内市町村、商工会議所・商工会、使用者団体、労働団体等にポスター等を配付し周知を依頼するなど周知・広報に努めています。
- 3 最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、業務改善助成金の支給などの支援を行っています。（別添リーフレット参照）

## 【参 考】

### 1 北海道最低賃金について

#### (1) 適用

北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

#### (2) 金額

北海道最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

#### (3) 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

### 2 北海道最低賃金の推移（過去10年間）

年 度	最低賃金額 時間額（円）	引上額 （円）	引上率 （%）
平成24年度	719	14	1.99
平成25年度	734	15	2.09
平成26年度	748	14	1.91
平成27年度	764	16	2.14
平成28年度	786	22	2.88
平成29年度	810	24	3.05
平成30年度	835	25	3.09
令和元年度	861	26	3.11
令和2年度	861	—	—
令和3年度	889	28	3.25

#### <添付書類>

- 1 令和3年度 地域別最低賃金改定一覧
- 2 北海道最低賃金リーフレット
- 3 業務改善助成金リーフレット

## 令和3年度 地域別最低賃金改定一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】		引上げ額【円】	発効年月日
	令和3年	令和2年		
北海道	889	(861)	28	令和3年10月1日
青森	822	(793)	29	令和3年10月6日
岩手	821	(793)	28	令和3年10月2日
宮城	853	(825)	28	令和3年10月1日
秋田	822	(792)	30	令和3年10月1日
山形	822	(793)	29	令和3年10月2日
福島	828	(800)	28	令和3年10月1日
茨城	879	(851)	28	令和3年10月1日
栃木	882	(854)	28	令和3年10月1日
群馬	865	(837)	28	令和3年10月2日
埼玉	956	(928)	28	令和3年10月1日
千葉	953	(925)	28	令和3年10月1日
東京	1041	(1013)	28	令和3年10月1日
神奈川	1040	(1012)	28	令和3年10月1日
新潟	859	(831)	28	令和3年10月1日
富山	877	(849)	28	令和3年10月1日
石川	861	(833)	28	令和3年10月7日
福井	858	(830)	28	令和3年10月1日
山梨	866	(838)	28	令和3年10月1日
長野	877	(849)	28	令和3年10月1日
岐阜	880	(852)	28	令和3年10月1日
静岡	913	(885)	28	令和3年10月2日
愛知	955	(927)	28	令和3年10月1日
三重	902	(874)	28	令和3年10月1日
滋賀	896	(868)	28	令和3年10月1日
京都	937	(909)	28	令和3年10月1日
大阪	992	(964)	28	令和3年10月1日
兵庫	928	(900)	28	令和3年10月1日
奈良	866	(838)	28	令和3年10月1日
和歌山	859	(831)	28	令和3年10月1日
鳥取	821	(792)	29	令和3年10月6日
島根	824	(792)	32	令和3年10月2日
岡山	862	(834)	28	令和3年10月2日
広島	899	(871)	28	令和3年10月1日
山口	857	(829)	28	令和3年10月1日
徳島	824	(796)	28	令和3年10月1日
香川	848	(820)	28	令和3年10月1日
愛媛	821	(793)	28	令和3年10月1日
高知	820	(792)	28	令和3年10月2日
福岡	870	(842)	28	令和3年10月1日
佐賀	821	(792)	29	令和3年10月6日
長崎	821	(793)	28	令和3年10月2日
熊本	821	(793)	28	令和3年10月1日
大分	822	(792)	30	令和3年10月6日
宮崎	821	(793)	28	令和3年10月6日
鹿児島	821	(793)	28	令和3年10月2日
沖縄	820	(792)	28	令和3年10月8日
全国加重平均額	930	(902)	28	

みんなチェック！  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。

## 北海道 最低賃金

令和3年  
10月1日から  
[時間額]

889

28円  
UP  
円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは北海道労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
北海道労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

<sup>(※1)</sup> 確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。<sup>(※2)</sup>

### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

### 4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で  
各手当（職務手当など）が  
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

<sup>(※1)</sup> 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

<sup>(※2)</sup> 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

最大600万円を助成

## 業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金上げを支援する助成金を  
積極的に利用しましょう。

業務改善  
助成金の  
動画も  
あります。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の  
引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、  
支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の  
引き上げ
- 2 引上げ後の  
賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する  
機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の  
不交付事由がない

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

### 助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・  
事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県  
労働局に提出 審査
- 2 交付決定後、  
提出した計画  
に沿って事業  
実施
- 3 労働局に  
事業実施結果  
を報告 審査
- 4 支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

令和3年8月から

# 「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



変更後のコース内容

申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10(2)  【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5(2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(1)	600万円		

(1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## その他の変更点

PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。  
特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限り、同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

## ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。  
事業完了の期限は令和4年3月31日です。

## お問い合わせ先

「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、  
最寄りの都道府県労働局に提出  
申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、  
提出した計画に  
沿って事業実施



労働局に  
事業実施結果  
を報告

審査

支給

## 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や  
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～業務改善助成金の活用事例～

**業務改善 事例1** 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業  
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。  
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



導入前

導入後

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



役員

さらなる工夫  
受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

**実施内容** 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

**成果** 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、活用可能な助成金を検索

**業務改善 事例2** テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。  
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



導入前

導入後

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



代表者

さらなる工夫  
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

**実施内容** テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

**成果** 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

**助成金活用のきっかけ** インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索